

工 事 成 績 評 定 （ 簡 易 型 ）

（ 土 木 工 事 ）

上 尾 市

工 事 成 績 評 定 表

土 木 工 事 （簡易型）

No.

工 事 名		工 事 主 管 課					請 負 代 金 額							円							
工 事 場 所		工 期					令和 年 月 日 から							完 成 年 月 日		令和 年 月 日					
受 注 者 名							令和 年 月 日 まで							検 査 年 月 日		令和 年 月 日					
考 査 項 目		監 督 員 （４０％）					総 括 監 督 員 （２０％）							工 事 検 査 員 （４０％）							
		氏 名					氏 名							氏 名							
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	
1 施工体制	I 施工体制一般																				
	II 配置技術者																				
2 施工状況	I 施工管理																				
	II 工程管理																				
	III 安全対策																				
	IV 対外関係																				
3 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形																				
	II 品 質																				
	III 出来ばえ																				
4 工事特性	I 施工条件等への対応 ※2								0												
5 創意工夫	I 創意工夫 ※3																				
6 社会性等	I 地域への貢献等 ※4																				
加減点合計（1+2+3+4+5+6）		点					点							点							
評定点（65点±加減点合計） ※1		① 点					② 点							③ 点							
評定点計 ※5		点					(① * 0.4 + ② * 0.2 + ③ * 0.4) = 評定点計														
7 法令遵守等 ※6							- 点														
評定点合計		点					○ 評定点計 - 法令遵守等 = 評定点合計														
8 総合評価技術提案	技術提案履行確認 ※7						履行 不履行 対象外														
所 見 ※8		【監督員】					【総括監督員】							【工事検査員】							

※1 65点+加減点合計（1+2+3+4+5+6）とする。
※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。
※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
※4 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。（所見は必ず記載する。）
※5 各考查項目ごとの採点は、考查項目別運用表によるものとし、工事検査員の評価に先立ち、監督員、総括監督員が評価を行う。
※6 法令遵守等の評価は、総括監督員が行う。
※7 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。
※8 所見欄には評定結果の概要を記載する。

細目別評定点採点表

0

項 目	細 別	監 督 員 （４０％）	総 括 監 督 員 （２０％）	工 事 検 査 員 （４０％）	細目別評定点	得点割合
1 施工体制	I 施工体制一般	×0.4+2.9= 点			3.3 点	0%
	II 配置技術者	×0.4+2.9= 点			4.1 点	0%
2 施工状況	I 施工管理	×0.4+2.9= 点		×0.4+6.5= 点	13.0 点	0%
	II 工程管理	×0.4+2.9= 点	×0.2+3.2= 点		8.1 点	0%
	III 安全対策	×0.4+2.9= 点	×0.2+3.3= 点		8.8 点	0%
	IV 対外関係	×0.4+2.9= 点			3.7 点	0%
3 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	×0.4+2.8= 点		×0.4+6.5= 点	14.9 点	0%
	II 品 質	×0.4+2.9= 点		×0.4+6.5= 点	17.4 点	0%
	III 出来ばえ			×0.4+6.5= 点	8.5 点	0%
4 工事特性	I 施工条件等への対応		×0.2+3.3= 点		7.3 点	0%
5 創意工夫	I 創意工夫	×0.4+2.9= 点			5.7 点	0%
6 社会性等	I 地域への貢献等		×0.2+3.2= 点		5.2 点	0%
7 法令遵守等			×1.0= 点			
評定点合計					100 点	
8 総合評価 技術提案	技術提案履行確認		履行 不履行 対象外			

※1 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。
※2 法令遵守等の評価は、完成検査時に一括入力する。

考 査 項 目 別 運 用 表

(監督員)

考查項目	細 別	a (評価値が９０％以上)	b (評価値が８０％以上、９０％未満)	c (評価値が６０％以上、８０％未満)	d (評価値が６０％未満)	e
1 施工体制	I 施工体制一般	☐ 適切である。	☐ ほぼ適切である。	☐ 他の評価に該当しない。	☐ やや不適切である。	☐ 不適切である。
		「評価対象項目」 ☐ ☐ 施工計画書を工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出している。 ☐ ☐ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 ☐ ☐ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 ☐ ☐ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 ☐ ☐ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ☐ ☐ 元請が下請の作業成果を検査している。 ☐ ☐ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 ☐ ☐ 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 ☐ ☐ 製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 ☐ ☐ 施工体制一般について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 ☐ ☐ その他 理由：			☐ 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば…d	☐ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば…e
	II 配置技術者 (現場代理人等)	☐ 適切である。	☐ ほぼ適切である。	☐ 他の評価に該当しない。	☐ やや不適切である。	☐ 不適切である。
		「評価対象項目」 ☐ ☐ 現場代理人が、工事全体を把握している。 ☐ ☐ 監督職員への報告・連絡を適時及び的確に行っている。 ☐ ☐ 共通仕様書及び諸基準に基づき、工事書類の簡素化の趣旨に則り、工事書類を適切に作成し、提出又は提示している。 ☐ ☐ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 ☐ ☐ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 ☐ ☐ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 ☐ ☐ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 ☐ ☐ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 ☐ ☐ 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 ☐ ☐ 配置技術者について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 ☐ ☐ その他 理由：			☐ 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば…d	☐ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば…e

考 査 項 目 別 運 用 表

(監督員)

考 査 項 目	細 別	a (評価値が９０％以上)	b (評価値が８０％以上、９０％未満)	c (評価値が６０％以上、８０％未満)	d (評価値が６０％未満)	e
２ 施工状況	I 施工管理	☐ 適切である。	☐ ほぼ適切である。	☐ 他の評価に該当しない。	☐ やや不適切である。	☐ 不適切である。
		「評価対象項目」 ☐ ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 ☐ ☐ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 ☐ ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 ☐ ☐ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 ☐ ☐ 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 ☐ ☐ 工事記録を、過不足なく整理している。 ☐ ☐ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ ☐ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ ☐ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 ☐ ☐ 施工管理について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 ☐ ☐ その他 理由 :			☐ 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば…d	☐ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば…e
	II 工程管理	☐ 適切である。	☐ ほぼ適切である。	☐ 他の評価に該当しない。	☐ やや不適切である。	☐ 不適切である。
		「評価対象項目」 ☐ ☐ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 ☐ ☐ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 ☐ ☐ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 ☐ ☐ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 ☐ ☐ 休日の確保を行っている。 ☐ ☐ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 ☐ ☐ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 ☐ ☐ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☐ ☐ 工程管理について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 ☐ ☐ その他 理由 : ４週８休以上の現場閉所が行われている。			☐ 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば…d	☐ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば…e

考 査 項 目 別 運 用 表

(監督員)

考 査 項 目	細 別	a (評価値が９０％以上)	b (評価値が８０％以上、９０％未満)	c (評価値が６０％以上、８０％未満)	d (評価値が６０％未満)	e
	Ⅲ 安全対策	☐ 適切である。	☐ ほぼ適切である。	☐ 他の評価に該当しない。	☐ やや不適切である。	☐ 不適切である。
		「評価対象項目」 ☐ ☐ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☐ ☐ 過積載防止に取り組んでいる。 ☐ ☐ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 ☐ ☐ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 ☐ ☐ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ☐ ☐ 災害防止協議会等を１回／月以上行っている。 ☐ ☐ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。 ☐ ☐ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 ☐ ☐ 安全対策について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 ☐ ☐ その他 理由 :			☐ 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば…d	☐ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば…e
	Ⅳ 対外関係	☐ 適切である。	☐ ほぼ適切である。	☐ 他の評価に該当しない。	☐ やや不適切である。	☐ 不適切である。
		「評価対象項目」 ☐ ☐ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ ☐ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ ☐ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ☐ ☐ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ☐ ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ☐ ☐ 対外関係について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 ☐ ☐ その他 理由 :			☐ 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば…d	☐ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば…e

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a (評価値が９０％以上)	b (評価値が８０％以上、９０％未満)	c (評価値が６０％以上、８０％未満)	d (評価値が６０％未満)	e
出来形 3 及び 出来ばえ	I 出来形	☐ 適切である。	☐ ほぼ適切である。	☐ 他の評価に該当しない。	☐ やや不適切である。	☐ 不適切である。
		「評価対象項目」 ☐ ☐ 出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 ☐ ☐ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 ☐ ☐ 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 ☐ ☐ 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。 ☐ ☐ 出来形の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。 ☐ ☐ 出来形の性能、機能が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。 ☐ ☐ その他 理由：			☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 該当すれば…d	☐ 出来形の測定結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。 該当すれば…e

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－１⑤

(監督員)

考 査 項 目	細 別	a (該当 6 項目以上)	b (該当 4 項目以上)	c (該当 3 項目以上)	d (該当 1 項目以上)	e
出来形 3 及び 出来ばえ	Ⅱ 品質	☐ 優れている。	☐ やや優れている。	☐ 他の評価に該当しない。	☐ やや劣っている。	☐ 劣っている。
		☐ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 ☐ 緊急的な作業に対して迅速に対応している。 ☐ 施工条件、気象条件を考慮して施工している。 ☐ 材料の品質・形状が証明書等で確認できる。 ☐ 施工箇所以外の部分に損傷を与えないよう工夫している。 ☐ 施工時期や施工場所について地域や環境への配慮を行った。 ☐ 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案するなど積極的に取組んでいる。 ☐ その他 理由 :			☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 該当すれば…d	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。 該当すれば…e

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	1. 創意工夫キーワード一覧表（創意工夫が多く見られるリスト）
5 創意工夫 【軽微なもの】	I 創意工夫 キーワード評価	【施工】 ☐ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 ☐ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 ☐ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 ☐ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 ☐ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 ☐ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 ☐ 照明などの視界の確保に関する工夫。 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 ☐ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 ☐ 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 ☐ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 ☐ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 ☐ 施工管理ソフト、土量管理システム、C A D等の活用に関する工夫。 ☐ 特殊な工法や材料を用いた工事。 ☐ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 ☐ I C T（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。（2点） 【新技術活用】 ☐ N E T I S登録技術のうち試行技術を活用し、活用効果調査表を提出している。（2点） ☐ N E T I S登録技術のうち活用した試行技術が「少実績優良技術」である場合又は発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上であった場合。（2点） ☐ N E T I S評価情報技術のうち「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」を活用し、活用効果調査表を提出している。（4点） ☐ N E T I S登録技術のうち試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術を活用した結果、発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上の場合。（4点） ※新技術の活用に関する上記4項目での加点は最大4点とする。

	【品質】 ☐ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 ☐ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 ☐ 鉄筋、P Cケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 ☐ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 ☐ 建設業労働災害防止協会が定める指針等に基づく安全衛生教育を実施している。（2点） ☐ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） ☐ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 ☐ 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 ☐ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 ☐ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 【その他】 ☐ その他 理由 ： 4週8休以上の現場閉所が行われている。 ☐ その他 理由 ： ☐ その他 理由 ： ☐ その他 理由 ：				
評 点 :	<table border="1"> <tr> <td>記述評価</td> <td>創意工夫の詳細評価</td> </tr> <tr> <td>☒マークを付した キーワード項目に ついて、評価内容 を詳細記述</td> <td></td> </tr> </table>	記述評価	創意工夫の詳細評価	☒ マークを付した キーワード項目に ついて、評価内容 を詳細記述	
記述評価	創意工夫の詳細評価				
☒ マークを付した キーワード項目に ついて、評価内容 を詳細記述					

- ※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。なお、該当があれば緑色表記の項目を追加する。
- ※2. 評価は各項目において1つ1点が付されれば1、2、4点で評価し、最大7点の加点評価とする。
- ※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
- ※4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a (該当 5 項目以上)	b (該当 3 項目以上)	c (該当 2 項目以上)	d (該当 1 項目以上)	e
2 施工状況	Ⅱ 工程管理	☐ 優れている。	☐ 優れている。	☐ 他の評価に該当しない。	☐ やや劣っている。	☐ 劣っている。
		☐ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 工程管理を適切に行なったことにより、夜間工事の回避等を行い、工事による地域への影響を軽減させた。 ☐ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ☐ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ その他 理由 : 4週8休以上の現場閉所が行われている。				

考 査 項 目 別 運 用 表

(総括監督員)

考 査 項 目	細 別	a (該当 5 項目以上)	b (該当 3 項目以上)	c (該当 2 項目以上)	d (該当 1 項目以上)	e
2 施工状況	Ⅲ 安全対策	☐ 優れている。	☐ やや優れている。	☐ 他の評価に該当しない。	☐ やや劣っている。	☐ 劣っている。
		☐ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ☐ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☐ 災害防止協議会等での活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ☐ その他 理由 :				

考 査 項 目 別 運 用 表

考查項目	細 別		
4 工事特性	I 施工条件等への対応	I 構造物の特殊性への対応（１つ以上で４点） ☐ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 ☐ 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 ☐ 3. その他 II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応（１つ以上６点） ☐ 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ☐ 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ☐ 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 ☐ 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事	(1. について) 切土の土工量：20万m³以上、盛土の土工量：15万m³以上、護岸・築堤の平均高さ：10m以上、トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)の直径：8m以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15m²以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、堰又は水門の扉体面積：50m²/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積：100m²以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300m²以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深：10m以上、地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量：100万m³以上、流路工の計画高水流量：500m³/s以上、砂防ダムの堤高：15m以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400m³/s以上、橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上 (2. について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 (3. について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、F E M解析などによる検討が必要な工事。 (4. について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5. について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6. について) ・市街地での夜間工事。 ・D I D地区での工事。 (7. について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。

		☐ 8. 事故や災害発生直後等の緊急な対応が必要な工事 ☐ 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 ☐ 10. その他	(8. について) ・事故や災害発生直後の緊急な対応が必要な工事で、24時間対応の施工等により早期の完成が求められる工事。 (9. について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10. について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		Ⅲ 厳しい自然・地盤条件への対応（１つ以上４点） ☐ 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ☐ 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ☐ 13. 被災箇所の措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内の工事 ☐ 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 ☐ 15. その他	(11. について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要性が生じた工事。 (12. について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (13. について) ・被災箇所における二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事 ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 (14. について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 (15. について) ・自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		Ⅳ 長期工事における安全確保への対応（１つ以上６点） ☐ 16. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事 ☐ 17. その他 (	(16. について) ・全面一時中止期間は除く。 ・文書注意に至らない事故は除く。)
		評点：	※１．工事特性は、最大２０点の加点評価とする。 ※２．監督員が評価する「５．創意工夫」との二重評価は行わない。 ※３．なお、該当があれば緑色表記の項目を追加する。

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－２④

(総括監督員)

考 査 項 目	細 別	a (該当 5 項目以上)	a' (該当 4 項目以上)	b (該当 3 項目以上)	b' (該当 2 項目以上)	c (該当 1 項目以下)
6 社会性等	I 地域への貢献等	☐ 優れている。	☐ b より優れている。	☐ やや優れている。	☐ c より優れている。	☐ 他の評価に該当しない。
		☐ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ その他 理由 :				

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	法令遵守等の該当項目一覧表	
7 法令遵守等	措 置 内 容	措置点数
	○ １．入札参加停止３ヶ月以上	－２０点
	○ ２．入札参加停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－１５点
	○ ３．入札参加停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－１３点
	○ ４．入札参加停止２週間以上１ヶ月未満	－１０点
	○ ５．文書警告相当	－８点
	○ ６．口頭注意相当	－５点
	○ ７．工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	－３点
	○ ８．その他（理由：)	－ 点
	● ９．該当項目なし	
① 本考查項目（７ 法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。 ④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、８．その他の項目で減ずる措置を行う。 【上記で評価する場合の適応事例】 １．入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 ２．承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 ３．使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 ４．産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 ５．当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 ６．一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 ７．入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 ８．労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ９．監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 １０．下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第４条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 １１．過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 １２．受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 １３．下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第９条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 １４．安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。		評価 評価

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a (評価値が９０％以上)	b (評価値が８０％以上、９０％未満)	c (評価値が６０％以上、８０％未満)	d (評価値が６０％未満)	e
2 施工状況	I 施工管理	☐ 優れている。	☐ やや優れている。	☐ 他の評価に該当しない。	☐ やや劣っている。	☐ 劣っている。
		「評価対象項目」 ☐ ☐ 工事材料を品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 ☐ ☐ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 工事の関係書類を過不足なく作成していることが確認できる。 ☐ ☐ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 ☐ ☐ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更は除く)は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 ☐ ☐ 施工計画書が工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 ☐ ☐ 契約書第１８条第１項第１号～５号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 ☐ ☐ 下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。			☐ 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば…d	☐ 施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば…e
		☐ ☐ 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 社内の管理基準の設定、管理方法が工種毎に明確であり、その内容に基づき管理していることが確認できる。 ☐ ☐ その他 理由 :				

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a (評価値が90%以上)	a' (評価値が80%以上、90%未満)	b (評価値が70%以上、80%未満)	b' (評価値が60%以上、70%未満)	c (評価値が50%以上、60%未満)	d (評価値が50%未満)	e
出来形 3 及び 出来ばえ	I 出来形	☐ 優れている。	☐ bより優れている。	☐ やや優れている。	☐ cより優れている。	☐ 他の項目に該当しない。	☐ やや劣っている。	☐ 劣っている。
		「評価対象項目」 ☐ ☐ 出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ ☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐ ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ ☐ 不可視部分の出来形値が、写真と測定結果一覧表で一致していることが確認できる。 ☐ ☐ 出来形確認が、適切な時期に、適切な方法で行われていることが確認できる。 ☐ ☐ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ ☐ その他 理由 :					☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a (評価値が90%以上)	a' (評価値が80%以上、90%未満)	b (評価値が70%以上、80%未満)	b' (評価値が60%以上、70%未満)	c (評価値が50%以上、60%未満)	d (評価値が50%未満)	e
出来形 3 及び 出来ばえ	II 品質	☐ 優れている。	☐ bより優れている。	☐ やや優れている。	☐ cより優れている。	☐ 他の評価に該当しない。	☐ やや劣っている。	☐ 劣っている。
		「評価対象項目」 ☐ ☐ 材料の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。 ☐ ☐ 施工箇所以外の部分に損傷を与えないよう工夫していることが確認できる。 ☐ ☐ 施工条件や気象条件を考慮して施工したことが確認できる。 ☐ ☐ 緊急的な作業に対応できる体制を整えていたことが確認できる。 ☐ ☐ 施工時期や施工場所について地域や環境への配慮をしたことが確認できる。 ☐ ☐ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ ☐ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ☐ ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 ☐ ☐ アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 ☐ ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 ☐ ☐ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ☐ ☐ 床堀箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 掘削箇所において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 ☐ ☐ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 ☐ ☐ 鋼材の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ ☐ 二次製品の品質照合の書類（現物照合）が整理されており、設計図書で指定する品質を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 対象物に有害なクラック、損傷が無い。 ☐ ☐ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ その他 理由：					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e

考 査 項 目 別 運 用 表

(工事検査員)

考 査 項 目	細 別	a (該当 5 項目以上)	b (該当 4 項目以上)	c (該当 3 項目以上)	d (該当 2 項目以上)	
出来形 3 及び 出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	☐ 優れている。	☐ やや優れている。	☐ 他の事項に該当しない場合。	☐ 劣っている。	
		「評価対象項目」 ☐ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 ☐ 仕上げがよい。 ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来映えの良さが伺える。 ☐ 施工対象物の通りが良い。 ☐ 細部まできめ細かな施工がされている。 ☐ 全体的な美観がよい。 ☐ クラック、隙間、がたつき等がない。 ☐ 総合的な機能がよい。				